

(参考資料)

BCP作成についてのQ & A

Q BCPとはなんですか。

A 「事業継続計画」のことです。

南海トラフ地震や新型コロナウイルスの発生時に損害を最小限にとどめるために従業員の安全を確保し、最優先して取り組む業務や継続していくための対応策など、必要な事項をあらかじめ取り決めておくことを「事業継続計画（BCP）」の策定といいます。

Q BCP策定はなぜ必要なのか。

A 被害や損害を最小限にとどめてもらうことが必要であると同時に復旧、復興には事業者の皆様のご協力が必要であることもあげられます。

Q どのくらいの事業者が策定しているのか。

A 県内入札参加事業者のうち 133 社（723 社中）が策定をしています。

（令和 6 年 2 月 29 日）

Q 策定するとどんなメリットがあるのか。

A ・例えば、高知県建設業超簡易版 BCP（以降「超簡易版 BCP」という）の策定をすると緊急時にスムーズな安否確認ができ、備蓄品について速やかに点検が行えます。
・「事業継続力強化計画―簡易版 BCP―」の策定を行うと、税制措置や金融支援、昭和 56 年（1981 年）以前に建築された古い生産施設等の耐震診断に対する補助金の活用ができます。

○地震・節電対策融資支援

詳しくは「南海トラフ地震対策課」へ⇒



○中小企業耐震診断等支援事業補助金

詳しくは「商工政策課」へ ⇒



Q 策定すると工事（委託業務）の成績において加点されたり、工事受注などにメリットがあるのか。

A 現在の工事や業務の成績においては評価対象になりません。また、超簡易版 BCP は特にインセンティブはありませんが、事業継続力強化計画を策定し認定されると低利融資や、税制優遇のメリットがあります。高知県建設業 BCP を策定し認定されるとすると高知県建設工事入札参加資格審査において加点評価されます。詳しくは「高知県の建設業 BCP に関する制度一覧表」をご覧ください。

Q 超簡易版 BCP での策定以外にも策定の方法はあるのか。

A 超簡易版 BCP は緊急連絡先や備蓄物資の状況など、最低限決めておくべき項目のみをとりまとめたものです。

これに加えて発災時の初動対応の手順、訓練の実施について計画する「事業継続力強化計画（簡易版 BCP）」や重要事業の選定や業務復旧に向けた再開プロセスの明確化などをとりまとめた「高知県建設業 BCP」などがあり、策定・認定されることによって優遇措置があります。

→詳しくは「高知県の建設業 BCP に関する制度一覧」をご覧ください。

BCP 策定に必要な知識や技術の習得を目的とした講習会を令和 6 年度も開催しますので、貴社のご担当者様や関係事業者様の周知とご参加をお願いします。

Q どうすれば BCP を策定したと言えるのか。

A 高知県建設業超簡易版 BCP を策定する場合、緊急連絡先や備蓄物資の状況などを書き込んで、事業所内で周知できれば、策定したと言えます。

次回（来月など）策定状況をお聞かせください。

Q 策定したらどうすればよいか。

A 策定後は安否確認を行い連絡をとるなど訓練を定期的に行うことで実効性が高まります。

また、必要な項目を増やして BCP 策定を検討するなど、継続更新に努めていただければと思います。

BCP 策定後は本工事または本業務の担当(下記担当でも構いません)にご連絡ください。ご質問もあればお問い合わせください。

担当：高知県土木部建築課 小松・入交
〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20
TEL 088-823-9865 / FAX 088-823-4119
E-mail : 172101.pref.kochi.lg.jp